

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	一般国道四百六十三号
供用開始の区間	所沢市宮本町一丁目五六〇番七地先 から同市宮本町一丁目五六〇番六地 先まで
供用開始の期日	令和五年三月三十一日
備 考	平成三十年十月十九日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告 示第十二号で告示した道路予 定区域の供用開始である。延 長一三・二〇メートル